

中国第一歴史檔案館所蔵の前近代日本関係檔案について

浅見雅一

はじめに

現在、東京大学史料編纂所では東アジア各地に存在する前近代日本關係史料の調査と蒐集を推進しており、中華人民共和国の図書館・檔案館をその対象の一部としている。二〇〇〇年度から二〇〇二年度にかけて三回に亘って、北京の中国第一歴史檔案館を訪れ、同館が所蔵する前近代日本關係史料の調査を行なった。^① 同館は明末から清末までの総計一千余万件（冊）にのぼる国家行政に関する檔案を所蔵する中国最大規模の國家檔案館として知られている。近年では、外国人研究者にも閲覧が開放されることによって、多数の日本人研究者が史料調査に同館を訪れており、同館の概略を紹介した日本人研究者の文章をいくつか見ることができた。^②

この調査によつて、同館が所蔵する前近代日本関係檔案は、主なものとしては日本人の中国沿岸への漂着に関する檔案であることが確認できた。そうした日本人の漂流關係檔案の詳細と個々の事例の分析については、本稿と同号に掲載される黨武彦氏の「清代檔案史料論序説—乾隆期の日本人漂流民送還關係軍機處錄副奏摺を素材として—」に譲りたい。本稿では、同館が所蔵する前近代日本關係檔案の概略を紹介し、併せて日本人の漂流關係以外の檔案に言及する。

一 架蔵目録の概要

（一）中国第一歴史檔案館の目録

近年、中国の國家檔案館及び地方檔案館では、所蔵檔案の整理と公開が著しく進んでおり、外国人研究者による調査・研究が徐々に可能になつてきている。^③ この内、國家檔案館は國家檔案局の管轄下にあり、中國第一歴史檔案館が清末以前、中國第二歴史檔案館が民国以降の檔案を各々所蔵している。中國第一歴史檔案館が所蔵する檔案は、その殆どが清代檔案であり、明代檔案は僅かに三、五六四件があるに過ぎない。^④ 同館と遼寧省檔案館は、所蔵する明代檔案の影印史料集を出版している。これによつて、明代檔案は主要なものは殆ど網羅されている。

中国第一歴史檔案館の所蔵檔案は、「全宗分類」と呼ばれる七十四項目に亘る分類によつて整理されている。全宗分類とは、檔案が形成されていく清代の行政システムに沿つた分類であり、現在では元同館副館長の秦國經氏による項目分類の方法が使われている。この分類上、特に重要なものとしては、全宗号三「軍機處檔案」（約六十七万件）を挙げることができるであろう。清朝の皇帝への集権体制の下、皇帝が政務を執る乾清宮の近くに配置された最高官庁である軍機處が行政上の重要な役

割を担っていた。軍機處では奏摺の副本が作成されるので、硃批奏摺の正本が散逸した場合であっても、軍機處録副奏摺に同文の副本が確認できることがある。全宗以下の細目分類は、「中国第一歴史檔案館館藏檔案概述」⁽⁶⁾に説明されている。この細目分類は一九五〇年代から六〇年代にかけて設定された項目別になつており、閲覧者はこれに沿つて各檔案を検索することになる。

館内には、全宗分類に従つて作成された一千冊以上に及ぶ檔案目録が架蔵されている。それらの架蔵目録には手書きのものとタイプ乃至ワープロ打ちのものがあり、一部の目録には内容の重複が見られる。館員が整理作業のために特定の目録を利用中であるという場合を除けば、概ね開架扱いとなつていて、同館にはコピーのサービスがないので、目録の調査の際は必要箇所を筆写することになる。こうした架蔵目録の大半は、全宗分類に従つて分類がなされた一九五〇年代から六〇年代に作成されている。同館における整理作業は、一九六六年から七一年までの期間は文化大革命によつて中断していた。しかし、一九七六年に同館は中國国内の研究者に開放され、七八年には外国の研究者にも調査が認められた。外国人として調査の先鞭を着けたのはフランス人研究者であったが、それ以降は主として日本人やアメリカ人の研究者が史料の調査・研究のため同館を訪れている。一九八〇年代半ばまでは同館を訪れる外国人研究者は毎年二十名前後に過ぎなかつたが、現在では閲覧手続きが大幅に簡略化されたことであつて、多数の外国人研究者が調査・研究のために同館を訪れている。

館内の開架目録として公開されている「乾隆朝漢文錄副奏摺目録」は、全宗目録とは異なる分類による乾隆年間の檔案目録である。全文がワープロで印刷されており、全部で以下の五種類の分類目録からなる。「乾隆朝漢文錄副奏摺地区検索目録」は、地区別に分類した十八万余条を收

録しており、七十八冊になる。「同職官検索目録」は、官職をアルファベット順に配列して十一万余条を収録しており、五十三冊になる。「同分類検索目録」は、規定の項目によつて分類した十五万余条を収録しており、六十三冊になる。同目録には、G一「中外関係」及びT二「対外貿易」の項目があり、そこには若干の日本関係檔案が確認できる。G二「資本主義各国侵華活動」のように、目録上は分類が立てられているが、乾隆年間に限定すると該当する檔案が存在しない事例も見られる。「同時間検索目録」は、雍正期から乾隆十年までの十万余条を収録しており、四十八冊になる。「同責任者目録」は各檔案の具奏者名による分類であり、二十冊となる。「乾隆朝漢文錄副奏摺地区検索目録」の条文が最多であることは、「同職官検索目録」以下の分類目録には未収録の檔案が少なからずあることを示している。

特定の檔案を複数の項目に分類することが可能なので、目録上は同一檔案が重複することがある。これらの目録は一冊につきB四判（一頁には約十二項目）にして二百枚程度の分量である。一九八五年以降、パソコンを利用して檔案の整理が開始され、二十万余条が整理されるに至つたということであるが、この数字は重複を避けた考え方であろう。五種の目録の合計冊数は二百六十二冊になるので、概算すると延べにして約六十二万条が整理されていることになる。この整理作業を指揮したのは、一九八五年当時の副館長であった秦國経氏である。この目録の作成については、上記「地区検索目録」の巻頭に次のように記されている。

加工整理責任者、整理目録部。縮撮加工責任者、技術部。目録編制責任者、整理目録部。加工整理時間、一九八六年。縮撮加工時間、一九八九年。目録編制時間、一九九四年。

他の検索目録も、作成時期はほぼ同じであると推定される。これらの目録は、同館において短時間に組織的に作成されたことが窺われる。全

宗目録を参考にしていると考えられるが、檔案の表題と日付が全宗目録とは必ずしも一致しないので、別個に作成されたものであることが判る。

(二) 日本関係檔案の目録

全宗号一八「外務部檔案」(五千卷余)には、中国と日本との外交關係を示す檔案が存在する。⁽⁷⁾「外務部檔案」は、一般に「外交檔案」とも呼ばれており、外務部の前身が總理各國事務衙門であることから同衙門の檔案を繼承している。外交檔案における日本關係檔案は日清戰爭及び日露戰爭の關係檔案を中心としており、同館が所藏する日本關係檔案は外交檔案、それも日本近代の檔案が圧倒的多数を占めている。具体的に言うならば、「硃批奏摺」の「外交類」における「中日關係」、及び「帝國主義侵略類」における「日中戰爭項案卷」に日本關係檔案を確認できる。「軍機處錄副奏摺」についても事情は同じである。「硃批奏摺」が奏摺の正本であつて「軍機處錄副奏摺」が副本になるので、兩者には同一内容の檔案が確認できることがある。檔案の總量は、「硃批奏摺」よりも「軍機處錄副奏摺」の方が多い。「軍機處錄副奏摺」の「帝國主義侵略類」における日本關係檔案は、概ね日清戰爭と日露戰爭の關係史料である。日清戰爭を始めとする近代の日中關係史料を編纂した史料集の中には中国第一歴史檔案館所蔵の檔案が収録されたものがあるので、これによつて概要を知ることができる。

同館架蔵の日本關係檔案の目録としては、同一番号かつ同一内容の目録(重複分)を除外すると、次の十一点が確認できる。

- ①三三一九・四・五〇「硃批奏摺 外交類 案卷目録」
- ②三三二一・四・五三「硃批奏摺 帝國主義侵略類 案卷目録」
- ③一八八一・三・四一「軍機處錄副奏摺 外交類」
- ④一八八一・三・四二「軍機處錄副奏摺 外交類」

- ⑤〇三一六四・〇一「軍機處錄副奏摺 外交類 中日琉」
⑥〇三一六七・〇一「軍機處錄副奏摺 帝國主義侵略類 中日戰爭」
⑦二一八一・三・五五「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 中日戰爭」
⑧三一三一・三一〇四「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 中日戰爭項案卷目録」
⑨三一五三・一〇六「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 租界項案卷補遺目録」
⑩三一六一・三一〇七「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 日俄戰爭項案卷目録」
⑪三一六四・〇五「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 日俄戰爭項案卷目録 补遺」
以上の目録について簡単に述べたい。
- ①「硃批奏摺 外交類 案卷目録」は、外交類の総合目録である。その中には、「中日關係」第一四六番、第二五八番、「琉球」第二五九番、第二八二番の項目がある。
- ②「硃批奏摺 帝國主義侵略類 案卷目録」の目次には、次の項目分類がなされている。
- | | | |
|---------|---------------|------|
| 第一次鴉片戰爭 | (一~一六六号卷) | 八九五件 |
| 第二次鴉片戰爭 | (一六七一~一〇五号卷) | 三八六件 |
| 中法戰爭 | (一一〇六~一二二号卷) | 二八五件 |
| 中日戰爭 | (一一三一~一三三九号卷) | 一八五件 |
| 日俄戰爭 | (一四〇一~一四七号卷) | 六四件 |
| 租界割地 | (一四八一~一五〇号卷) | 一四件 |
| 伝教教案 | (一五一~一三一七号卷) | 五九二件 |

以上の檔案件数の合計として「共二、一二三四件」と記されている。しかししながら、目録からは同一檔案の重複が確認できないにも拘わらず、上記の件数を実際に合計してみると二、五二二件になるので、計算が一致しないことになる。

③「軍機處錄副奏摺 外交類」と④「軍機處錄副奏摺 外交類」とは、同一目録である。外交類の総合目録であり、「中日關係」及び「琉球」の項目がある。「中日關係」第九九七番～第一〇四三番が日本關係檔案である。

⑤「軍機處錄副奏摺 外交類 中日琉」は、③及び④の一部である「中日關係」と「琉球」のみを抄出した詳細目録である。同目録には同一番号を持つ副本一部が作成されている。同目録の巻頭には「本冊目録 内編有檔案（加工整理時間・一九八九年）」とあり、比較的最近になつて整理されたことが判る。項目としては、「一、中國與日本關係 七、七四〇～七、七五〇卷 共四九四件」と「二、中國與琉球系類 七、七五一～七、七六一卷 共九三二件」が設けられている。

⑥「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 中日戰爭」と⑦「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 中日戰爭項案卷目録」は、同一檔案の目録である。前者が第九一一卷～第九一三三卷となつていて、後者は第一卷～第二五四卷となつていて、目録の内容は前者の方がやや詳くなっている。⑦の第一頁には「中央檔案館明清檔案部整理組、一九六三年三月」という記載がある。

⑧「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 中日戰爭項案卷補遺目録」は、⑥と⑦の続編であり、僅か一頁のみの目録である。

⑨「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 租界項案卷目録」では、第四八二卷～第四九〇卷が日本租界の項となつていて。

⑩「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 日俄戰爭項案卷目録」は、

日露戰爭關係の檔案を収録しており、⑪「軍機處漢文錄副奏摺 帝國主義侵略類 日俄戰爭項案卷目録 補遺」は、その補遺である。後者については、同一番号を持ち「一九八九年作成」と記されている副本がある。この他に、*一〇七一九三一四七「内閣札部題本（外交）」に日本關係檔案が含まれている可能性が指摘できるが、調査期間中には同館が同目録を整理作業に利用しているという理由から開架とはされておらず、同目録を閲覧することはできなかつた。

二 日本關係檔案の種類

(一) 近代外交關係檔案

清代の外交檔案を編纂した史料集としては、清朝官選の外交史料集「籌辦夷務始末」⁽¹⁰⁾を先ず挙げることができる。同書は道光年間から同治年間までの外交檔案を編纂した全百卷に及ぶ大部の檔案集である。同書の内容を引き継ぐものとしては、軍機章京（書記官に相当）を務めた王彦威が編纂した私選の外交史料集「清季外交史料」⁽¹¹⁾がある。「籌辦夷務始末」には日本關係の外交檔案は殆ど収録されておらず、「清季外交史料」は光緒年間以降の外交檔案を収録したものなので、日本近代の檔案といふことになる。特定地域の外交檔案を編纂した史料集としては、琉球關係檔案を編纂した「歷代寶案」を挙げることができる。外交檔案に限定したものではないが、「清史稿」には概ね檔案の要約が収録されているので、原檔案と比較すると記載は通常著しく短いものになる。

中国第一歴史檔案館が組織される以前から、北京の紫禁城内には膨大な量の檔案が所蔵されていた。中華民国の成立後、一九三六年頃に国民党によつて北京から約百箱と言われる檔案が南京を経由して台湾に輸送された。こうした檔案は、現在では台湾において台北の故宮博物院を始

めとする諸機関に分割所蔵されている。外交檔案もその例外ではなく、中央研究院近代史研究所にはその一部が所蔵されている。坂野正高氏は、同研究所が所蔵する「四国新權」と「籌辦夷務始末」との関係について論述しているが、そこでは日本關係檔案には言及していない。同稿は既に三十年以上も前に發表された論文なので、近年出版された諸々の外交檔案史料集については当然のことながら触れられていない。しかし、坂野氏の議論を考慮すれば、「籌辦夷務始末」や「清季外交史料」等の編纂史料集については、その底本になつた外交檔案の殆どが台灣では確認できないということなので、現在でも北京の中国第一歴史檔案館に所蔵されていることが推測される。

同館が所蔵する外国關係檔案については、近年様々な地域を対象とするものが出版されている。例えば、日本關係檔案と密接な関係を持つ琉球關係檔案については、沖繩県が同館に委託する形で同館所蔵檔案の調査と蒐集を進めており、その成果として一連の影印史料集が出版されている。¹³⁾これららの影印史料集に収録されている檔案は、軍機處錄副奏摺外交類の琉球項、宮中硃批奏摺外交類の琉球項、内閣檔案札科題本、内務府檔案來文が主要なものである。日本關係檔案は分類上も琉球關係檔案とは隣接していることが多く、両者には密接な関係がある。同館所蔵の中琉關係檔案については、鞠德源氏¹⁴⁾と鄒愛蓮氏¹⁵⁾がその概略を纏めている。

以上のことを踏まえた上で、同館が所蔵する日本關係檔案について見ていきたい。前掲②「硃批奏摺 帝國主義侵略類 案卷目録」には、「租界割地」という項目が見られる。鄒氏は、同館には租界檔案が全部で約四千件あるとしており、その中の日本租界檔案に言及している。しかし、「帝國主義侵略類」中の「租界割地」檔案に分類されているものは實際は極めて少數である。鄒氏の言う約四千件という総量を考慮すると、「軍機處錄副奏摺」の「帝國主義侵略類」が約四千件あることから、

鄒氏はこの全体を指して「租界檔案」と呼んでいるものと思われる。

前掲①「硃批奏摺 外交類 案卷目録」からは日本關係檔案の存在が確認できる。同館ではマイクロ撮影された檔案については、マイクロフィルム（縮微）で閲覧することになる。マイクロフィルムは三三ミリフィルムと一六ミリフィルムの二種類が使われているが、量的には一六ミリフィルムの方が多いよう見受けられる。同目録における空欄部分を檔案のマイクロフィルムによつて補充した情報を次に掲げることにする。

尚、冒頭の番号は、各檔案の檔号である。

【硃批奏摺 外交類】

一四六 富庚等、閩于日本未設駐京使臣前、往来文書由俄代辦及擬在日本橫濱設領事的摺片 二件

一四七 奚訢等、奏有閩双方使臣觀見、以及呈遞國書、進呈札物等問題的摺片 九十三件
同治十二年九月光緒二十三年三月二十九日

一四八 張陰桓等、奏派生出使人員、報告到任日期、接通關防以及在外使臣報銷經費、請假等問題的摺片 二十三件
同治十一年五月四日～光緒三十四年四月三日

一四九 王文韶等、閩于獎賞日本各使臣、以及任教等、出力各員賛星的摺片 二十四件
同治十三年十一月五日～光緒三十一年十一月四日

一五〇 李鴻章等、閩于辦理與日文丁立《修好條規通商條約章程》換約時宜的摺片 六件
同治十三年十一月二十五日～宣統三年四月十四日

一五一 廖壽豐等、有關開設商埠、觀覽勸業博覽會以及辦理洋銅鼓等問題的摺片 七件
同治十二年二月一日～同治十二年五月十四日

一五一 奕訢等、閔于日本擅攻臺灣『生番』一票馬、日使誤判情形、及籌辦海防經理、東・西沙島問題的摺片 十四件

同治十三年三月二十九日～宣統元年五月十九日
徐道焜等、閔丁劉學詢等人、私通日本駐護領事小田切、行踪詭異、產辦懲治的摺片 八件

一五四 光緒二十五年五月一日～光緒二十五年閏五月二十二日
楊士驥等、閔于辦理查禁日商開設之天津國聞報館、收回日本三菱公司占地及處理殴殺日人等案件的摺片 五件

一五五 光緒二十五年三月二十七日～宣統二年三月十九日
載詢、代奏旅日僑商條陳事 一件

一五六 宣統二年七月二十七日
岑春煊等、奏請派員赴日考察各項學術、以及前往閱操等事的摺片 四件

一五六 沈秉成等、呈繳日本國所刻《皇侃論語集解義疏》漢譯《開國五十年史》及銅書請祥等事的摺片 三件

一五七 乾隆四十四年九月二十七日～光緒十九年十二月十六日
新桂等、閔于搭救日本等國遭風難船、撫恤難民、並護送回國問題的摺片 三十八件

一五八 乾隆十六年七月三日～宣統元年六月十九日
（二）日本人の漂流關係檔案

日本の前近代に對象を限定した場合、日本近世の日中間に直接の外交關係が存在しなかつたこともあつて、現在までに確認されている檔案數は極めて限られている。同館が所藏する日本關係檔案の中で比較的纏

まつたものとしては、外交檔案の「日中關係」において日本人が中國沿海部に漂着した後の扱いを記した、いわば日本人漂流關係檔案を確認することができるに過ぎない。⁽¹⁷⁾

日本人漂流關係檔案は、「籌辦夷務始末」には見られないが、故宮博物院輯「清代外交史料」には多数の檔案が収録されている。同書の「編輯略例」には、収録した檔案が凡て軍機處檔案からの抜粹であることが明記されている。そこで、同書に収録されている日本人漂流關係檔案と、中國第一歷史檔案館が所藏する「軍機處錄副奏摺」における「外交類」の「中日關係」に見られる嘉慶及び道光年間の日本人漂流關係檔案を比較してみると、「軍機處錄副奏摺 外交類」の「中日關係」第七七五〇番には、嘉慶年間の檔案九件、道光年間の檔案十六件、合計二十五件の檔案が確認される。これらの檔案の内、嘉慶年間の檔案六件（但し、二件は日付が異なる）、道光年間の檔案九件、合計十五件が同書に収録されている。しかも、同書には他にも日本人漂流關係檔案が掲載されている。それ故、「軍機處錄副奏摺」と同書はかなりの重複があるとはいえる。一方が他方を完全に包含する関係にはないことになる。

同書に収録されている檔案は、現在、台灣から出版されている目錄類からはその存在を確認できない。それ故、上記の重複していない檔案、即ち同書に収録されてはいるが今のところ未確認となつてある檔案は、現在もなお中國第一歷史檔案館に所藏されているか、或いは既に散逸してしまつたかの二通りの可能性が考えられる。しかしながら、同書に収録されている漂流關係檔案は、その殆どが現在でも同館において確認できるが、檔案の配列が同書とは異なることから、収録に際しては抜粹したうえに他の檔案と併せて年代順に配列することで、原蔵形態を崩したことと考えられる。しかも、史料集の副題にも明らかなように、乾隆年間の檔案は全く収録されていない。

日中間の漂流民としては、中国沿岸に漂着した日本人と日本沿岸に漂着した中國人の二形態が想定できる。日中相互の漂流民の扱いに関する研究としては、荒川秀俊⁽¹⁹⁾、金指正三⁽²⁰⁾、佐藤三郎⁽²¹⁾、荒野泰典氏等の研究を挙げることができる。荒野氏は、朝鮮半島沿岸へ漂着した漂流民と比較するために中国沿岸へ漂着した漂流民に言及しており、諸地域への漂流と比較しながら漂流民送還体制を通じて近世の国際関係のあり方を論じている。こうした漂流民の送還は、常に二国間の双方向的関係であると言えよう。しかし、従来の研究では概ね日本側からの史料を中心に考察が行なわれており、外交檔案を始めとする中国側の史料は殆ど引用されていない。

最近、同館所蔵の乾隆年間の日本関係檔案について、松浦章氏がこれを利用しているので、この分野でも檔案を利用した研究が端緒に就いたと言えよう。また、劉序楓氏も、同様の方法によって、こうした日本人漂流民の研究を行なっている。日本人の漂流については、日本側の關係記事は「通航一覧」に纏まっているのを見ることができる。海外から日本に送還された日本人漂流民は一時的に長崎に収容されるので、「崎陽群談」等の長崎の史料にも關係記事を確認できる。

中国沿岸に漂着した日本人漂流民は、救助されたうえに比較的丁重に扱われる、日本に送還されたと言われている。中国側では日本人を始めとする漂流民への対処が明らかに制度化されていたと考えられる。確認できた漂流關係檔案からも、中国側の日本人漂流民に対する扱いの良さは窺われる。これらの日本人漂流民は、日本に送還された後には幕府の管轄下に置かれ、一時に長崎に収容されている。長崎奉行所において取調べを受けて、キリシタンとの関係を始めとする諸々の嫌疑が否定されたり後に釈放されている。こうした日本人漂流民に関する史料の内、日本側の史料は地方に伝存するものを含めて少なからず確認できるが、中国

側の史料はまだ殆ど確認されていない状態である。そのため、中国側の日本人漂流民への対応に時期的な変化があるか否かについて、従来の研究では、具体的な事例から個々に考察するというよりは中国側の政治情勢や日本との関係から類推されているに過ぎない。それ故、乾隆年間の日本人漂流關係檔案は、先行研究の不備を補うものとなることは明らかである。

中国側の史料としては、こうした外交檔案だけでなく、清朝の歴代王朝實錄である『清史稿』にも、極めて断片的にではあるものの日本人漂流關係記事を確認することができる。⁽²⁵⁾『清史稿』では、日本からの漂流の記事よりも琉球からの漂流の記事の方が圧倒的に多い。清末の外交史料集である『籌辦夷務始末』や『清季外交史料』には、漂流という事柄自体が編纂者には重視されなかつたことによつて、日本人であれ他の外国人であれ、漂流關係の檔案は殆ど収録されていない。その他、中国沿海地方の地方志には倭寇關係記事を含む日本關係記事が存在することが期待されるが、漂流關係記事が確認できる可能性は極めて低いものと推測される。

(三) 乾隆年間の日本関係檔案二点

前近代の日本関係檔案としては、上記「外交類」の「中日關係」に日本人的漂流關係檔案が見られるが、その他にも日本に関する断片的な記事を収録している檔案が存在する。現在用いられている全宗目録を作成する際、檔案をその内容によつて分類・整理したために、原分類が崩され後代の類似の内容を持つ檔案と一括区分された事例がある。「外交類」の「中日關係」における乾隆年間の檔案に対象を限定するならば、次の二点の日本關係檔案を前掲の硃批奏摺中に確認できる。これらは、本来ならば外交類以外の項目に分類されていた可能性のあるものである。

【史料①】

奏、鎮守直隸正定總兵官臣范毓爵謹奏為恭謝天恩事。竊為兄范毓
齋奉辦洋銅壹事、因倭地歲產銅觔短少、不能遵照部議辦理恐悞鼓鑄、
特備陳外洋情形、懇求聖恩減辦分運荷、蒙硃批恩旨、著照所請行該
部知道、欽此。臣跪讀之下、不覺涕淚如雨、即免冠伏地、稽首角崩。
臣自問歷任封疆共壹拾伍載、毫無一得仰報主恩、屢為臣兄范毓齋之
事、冒昧洗請乃蒙聖慈、不加譴責。疊沛溫綸、遠勝父母鞠育恩、直
同天地生成之大、銘心鏤骨、刻不敢忘、惟有益竭駑駘力圖報効。併
不時策勵、臣姪奮勉辦公清完帑項、以報聖主洪恩於萬一耳。為此恭
摺叩謝伏乞睿鑒、臣不勝銜感之至謹奏。

乾隆拾壹年參月初式日

〔大意〕鎮守直隸正定總兵官（現、河北省正定県駐在の正二品武官）
臣范毓齋、謹んで上奏いたしますのは天恩に恭謝する事のためであ
ります。おもいますに、兄范毓齋は日本の銅を調達する任務を奉じ
ていましたが、倭地の歳產の銅觔がとぼしく少ないものになり、戸
部の議論によつて定めた銅の調達をことができなくなり、銅錢
鑄造にも支障が出来ることをおそれたために、特に外洋情形をつぶさ
に列記して報告し、皇帝の恩によつて銅の調達量を減少させること
を願いましたところ、皇帝の硃批恩旨には「願い通りにせよ。関係
機関はそのことを承知せよ」とあり、これを謹んで受け取りました。
臣はひざまずいてこれを読み、不覚にも涙涙が雨のごとく、すぐさ
ま冠を脱いで地に伏し額を地につけて頭を床に叩きました。臣
が自問しますに、外省の地の官職を歴任すること十五年になります
が、少しも皇帝の恩に報いたことはなく、しばしば臣の兄范毓齋の
事、無礼にもみだりにいろいろとこいねがいますに、皇帝の慈をう
けて、譴責は加えられず、しばしば温綸をうけることは、遠く父母

のはぐくみ育てていただいた恩に勝り、まさに天地生成の大なることと同じであります。心に銘記していくも決して忘れないようにして、ただ益々駄馬のごとく力を尽くし、努めて忠勤をつくすことを図ろ
うとするだけであります。あわせて時ならずむち打つて励まし、臣
姪奮勉して職務を全うして公金を精算し、皇帝の大いなる恩に萬が
一つでも報いようとするものであります。このために恭しく摺して
叩謝し、伏して皇帝のすばらしいお考えを乞います。臣は銜感の至
りにたえず、謹んで上奏いたします。

乾隆十一年三月二日

貨幣鑄造のために日本の銅を齎すよう命ぜられた范毓齋が、日本にお
ける銅の減產によつて規定量の銅を調達することができなかつたので、
銅の調達量の減少を願つたところ、皇帝がこれを許した。皇帝のこの寛
大な処置に対して、范毓齋の弟の鎮守直隸正定總兵官范毓爵が兄に代わ
つて皇帝に感謝したものである。日本で産出した銅を原料にして中国で
は銅錢を鑄造していたあるが、清代には日本産出の銅が中國大陸にお
いても流通していたことを示す史料である。江戸時代に日本で鑄造され
た寛永通宝などの貨幣が清代に中國大陸内で流通していたことは夙に知
られているが、この史料はそれに関係するものであると言えよう。

次の史料は、この檔案とは一連のものとして分類されとはいひないが、
銅の調達のために日本に赴いた点では関係するものである。

【史料②】

奏、浙江巡撫臣王亶望跪奏、為恭進皇侃論語義疏仰祈聖鑒事。竊
照浙省商人、認辦銅斤前赴東洋貿易、有商夥仁和縣監生汪鵬、其人
通曉文義、從前曾在臣衛門管理筆墨。茲拋自東洋回贍、呈繳日本國
所刻皇侃論語集解義疏一部。謹按侃為六朝梁時人、官國子助教、見
梁書武帝紀所著義疏。見晁公武郡齋讀書志、馬端臨文献通考、其書

在今所行邢昺論語義疏之前、朱子謂昺之疏、即侃之本。至明焦竑經籍志、尚其名明末諸藏書家書目、始無著錄者。朱彝尊經義考、亦云未見。不知何以流傳該國、尚有其書相應呈進、伏候我皇上裁定、或可備四庫全書採擇、至該國此本、係庚午年所刊、其國人服元喬作序中、以中土為海外、議為程朱為經生、蓋蠻蟲閉戶、封口見小之說、自應撤去、謹粘簽另冊一併、恭呈御覽、仰祈皇上睿鑒謹奏。

乾隆四十四年九月二十七日⁽²⁸⁾

〔大意〕浙江巡撫臣王亶望が跪ついて上奏いたしますには、皇侃が著した『論語義疏』を恭進して皇帝のご判断を祈る事のためであります。おもいますに、浙江省の商人は、銅の調達を請け負って東洋（日本）に行つて貿易しております。商人に仁和縣出身の監生汪鵬なるものがいますが、この人は文義に通曉し、以前私の衙門（役所）で筆墨を管理しておりました。彼は日本から帰郷する際にもつてきました、日本で出版された皇侃の『論語集解義疏』一部を上呈しました。謹んで接しますに、侃は六朝梁の時の人で官は國子監の助教であります。『梁書』武帝紀に著する所の『義疏』です。晁公武『郡齋讀書志』、馬端臨『文献通考』に見えますが、この書は今通行している邢昺（宋初の人）の『論語義疏』の前にあり、朱熹は、昺の疏は即ち侃の本であるとしています。明の焦竑（明江寧の人。万曆十七年の狀元。）の『經籍志』に至つては其の名がありますが、明末の諸藏書家書目には、著録する者があれません。朱彝尊（清人。康熙中官につく。）の『經義考』もまた未見であるといいます。どうして該國に流傳したかはわかりませんが、この書を呈進いたしまして、「四庫全書」の採擇に備えるべきかについて、我が皇上の裁定をまちます。さて、該國の此本に至りましては、庚午年（一七五〇年カ）に刊するところですが、その國人の服元喬（服部南郭、一六

八三年～一七五九年）作の序の中に、中土を海外となし、程（竑）と頤の兄弟、二程子）と朱（熹）を經書を学んだ書生となして議論しています。おもいますに、これは冬ごもりの虫が戸を閉じ、自分をとじこめたような見識が狭い説であつて、撤去すべきであります。謹んでそれを別冊に貼り付けて、あわせて御覽に呈し、皇上のご判断を祈り、謹んで上奏いたします。

乾隆四十四年九月二十七日

浙江巡撫王亶望は、銅の輸入のために日本に赴いた仁和縣出身の監生汪鵬なる者が、中国では確認されていない日本で出版された皇侃『論語集解義疏』を齎して献上したことを上奏した。皇侃の『論語義疏』は中國では南宋末に亡失したとされているが、日本では足利学校に伝存していたものが印刷に伏されていました。王亶望は、同書を『四庫全書』に収録すべきか否かの決定を巡つて、皇帝の判断を仰ぎたいとしている。しかしながら、同書は『四庫全書』中には確認できないので、結局のところ収録はされなかつたことになる。

汪鵬が中国に齎したのは、寛延三年（一七五〇年）に日本において印刷された『論語集解義疏』十巻であると思われる。⁽²⁹⁾ 日本には、室町期に作成された同書の写本が伝存している。⁽³⁰⁾ 同書については、陳捷氏が足利学校に所蔵されていた刊本が明治期に中国に逆輸入された経緯を明らかにしているが、中国では乾隆年間には既に同書が日本に伝存していた事実を把握していたことになる。

同檔案は、『四庫全書』を始めとする書籍に分類される項目ではなく、日本の外交に関する事項に分類されている。この様に、複数の主題を持ち得る檔案は他にも少なからず存在するであろう。尚、以上の檔案一点はいずれも乾隆年間のものではあるが、『乾隆朝漢文錄副奏摺目録』からは存在が確認できない。

三 史料蒐集の問題点

中国第一歴史檔案館が所蔵する前近代日本関係檔案は、概ね「外交類」に集中しているとはいえ、全宗分類によつて複数の項目に亘る場合には他項目に分類されている可能性がある。「外交類」以外に分類されるいる檔案については、短期間の調査によつて網羅的に確認することは困難であろう。それ故、今後の調査によつて前近代日本関係檔案が断片的に数々に見出されていく可能性は極めて高いと説くことができる。

この調査では、前近代の日本人漂流関係檔案の焼き付けができる限り数多く注文した。³²⁾ 同館には架蔵目録のコピーサービスの制度がなく、所蔵檔案のマイクロ撮影と焼き付けの作成は同館における人手不足等の事情によつて受け付ける分量が制限されている。しかし、こうした状況にありながらも、同館では所蔵檔案の整理に伴つて閲覧を開放する方向にあるので、今後の利用は一層容易かつ便利なものになることが期待される。

〔註〕

- (1) 現在、中国第一歴史檔案館は北京市故宮西華門内に位置している。二〇〇〇年八月二十九日から九月五日まで、浅見は鶴武彦氏（当時、専修大学法學部助教授）と共に同館に赴き、同館が所蔵する前近代日本関係史料の調査を行なった。二〇〇一年八月二十日から三十一日まで、鶴氏、松澤克行氏（史料編纂所）、浅見の三名が前年度の継続調査を行ない、前年度に筆写した目録類の校正等を行なった。二〇〇二年九月八日から十五日まで、上記の三名に五野井隆史氏（史料編纂所）が加わって、北京の図書館・檔案館の調査を行なつたが、その際に同館において補足調査を行なつた。

- (2) 神田信夫「中国第一歴史檔案館訪問記」（『東方学』第六一号、一九八

- 一年）、長澤孝三「【中国第一歴史檔案館】簡介」（北の丸—国立公文書館報」「センター通信（東京大学東洋文化研究所・東洋学文献センター報）」第三五号、一九九五年）等。
- (3) 《明清檔案通覽》編委会「明清檔案通覽」（北京・中国檔案出版社、二〇〇〇年）。
- (4) 中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編「中国明朝檔案総匯」全一〇一冊（広西師範大学出版社、二〇〇一年）。遼寧省檔案館は、沿海の辺務と軍務を担当した明代遼東巡察山東備倭署の檔案一、〇八一卷を所蔵しており、地方檔案館としては明代檔案を最も多く所蔵している。この史料集では、遼寧省檔案館所蔵檔案は第八九冊以降に、兵部・礼部・内閣などの行政機構別に分類されて収録されている。
- (5) 秦國經「中華明清珍檔指南」（北京・人民出版社、一九九四年）。同書の二四三・二四六頁には、「中国第一歴史檔案館所蔵明清檔案各全宗一覽表」が収録されている。
- (6) 中国第一歴史檔案館編著「中国第一歴史檔案館館藏檔案概述」（北京・檔案出版社、一九八五年）。
- (7) 「中国第一歴史檔案館館藏檔案概述」一四六・一五〇頁には、外務部檔案における日中関係檔案の存在が明示されており、同書の五四・五五頁では全宗号三「軍機處檔案」における（四）「帝国主義侵略類」の日本關係檔案に言及している。

- (8) 秦國經「清代の外務部及其文書檔案制度」（中国第一歴史檔案館「明清檔案論文選編」（北京・檔案出版社、一九八五年）所収）。

- (9) 中国史学会主編「中日戰爭」全七冊（上海人民出版社、一九五七年）、及び戚其章主編「中日戰爭」全二冊（北京・中華書局、一九八九年）。
- (10) 同書の大半を占める咸豐年間の記事に限定するならば、「籌辦夷務始末（咸豐期）」全八冊（北京・中華書局、一九七九年）が出版されている。

- (11) 王彥威纂輯「清季外交史料」全五冊（北京・書目文献出版社、一九八七年）。
- (12) 坂野正高「中央研究院近代史研究所の外交檔案」（『近代中国外交史研

- (13) 究』〔岩波書店、一九七〇年〕所収)。
- (14) 『清代中琉關係檔案選編』(北京・中華書局、一九九三年)、『同統編』(北京・中華書局、一九九四年)、『同三編』(北京・中華書局、一九九六年)、『同四編』(北京・中華書局、二〇〇一年)、『清代琉球國王表奏文書選錄』(北京・中華書局、一九九七年)。『選編』と『統編』は沖縄銀行振興沖縄文化基金の資金によつて、『三編』以降は沖縄海洋博覽会記念公園管理財団の出資によつて各々出版されている。
- (15) 鞠徳源(翻訳・孫薇)「明清檔案と中琉關係資料の構成について」(『歷代檔案研究』第一号、一九九一年)。
- (16) 鄭愛蓮(翻訳・外間みどり)「軍機處上諭檔中の中琉關係史料」(『史料編集室紀要』第一七号、二〇〇一年)。
- (17) 鄭愛蓮「中國第一歷史檔案館藏租界檔案及其價值」(『中國第一歷史檔案館『明清檔案與歷史研究論文選』一九八五・一〇・一九九四・九』上冊〔北京・國際文化出版公司、一九九五年〕所収)。
- (18) 中國第一歷史檔案館所藏、硃批奏摺、外交類、第二五九番。同、軍機處錄副奏摺、外交類、第一〇三〇番。但し、この場合、両者は同一の文面ではない。
- (19) 故宮博物院輯『清代外交史料』は、一九三三年に北京・故宮博物院が編纂・出版した史料集である。台北・成文出版社からは一九六八年に「嘉慶朝」と「道光朝」の二分冊にされて同書の影印版が出版されている。
- (20) 荒川秀俊編『日本漂流・漂着史料』(地人書館、一九六三年)。
- (21) 金指正三『近世海難救助制度の研究』(吉川弘文館、一九六八年)。
- (22) 荒野泰典「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」(『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八年)所収)。同「近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制」(『史苑』第六〇卷一号、一〇〇〇年)。
- (23) 松浦章「從清代檔案看中日關係」(浙江大学日本文化研究所編『中日關係史論考』〔北京・中華書局、二〇〇一年〕所収)。
- (24) 劉序楓「試論清朝對日本海難難民的救助与遣返制度之形成」(同)。
- (25) 日本関係の記事を抄出した史料集としては、日本史料集成編纂会編『中國・朝鮮の史籍における日本史料集成 清寒錄之部』全二冊(国書刊行会、一九七六年)がある。
- (26) 硃批奏摺、外交類、四一二五一一。
- (27) 『宮中檔乾隆朝奏摺』(台北・国立故宮博物院、一九八二年)八九頁、等。
- (28) 硃批奏摺、外交類、四一二五七一。
- (29) 魏何晏集解、梁皇侃義疏、根本八右衛門校正『論語集解義疏』十卷、東都書肆、寛延三年(一七五〇年)。
- (30) 京都大学附属図書館所蔵『論語義疏』十六冊(『清家文庫』一・六二)
- (31) 陳捷「足利学校所藏『論語義疏』の借鈔をめぐって—明治前期清国駐日公使館の文化活動に関する一考察—」(富士ゼロックス小林節太郎記念基金、一九九七年)。
- (32) 二〇〇〇年度は、「軍機處錄副奏摺」の「外交類」における「中日關係」第七七四九番、五四・六六「雅爾哈善等奏報日船遭風、循例撫恤遣送歸國文件」を、二〇〇一年度は、「硃批奏摺」の「外交類」における「中日關係」第二五九番、一〇一六「新桂等閔于搭救日本等國遭風難船、撫恤難民、並護送回國問題的摺片」を各々複写・蒐集した。蒐集に際しては、北京師範大学大学院に留学中の猪股晃氏の協力を得た。
- [附記] 本稿は、文部科学省の科学研究費補助金COE形成基礎研究費「近代日本史料の構造と情報資源化の研究」(研究リーダー 東京大学史料編纂所教授・石上英一)による研究成果の一部である。尚、黨武彦氏(現在、熊本大学教育学部助教授)からは、北京における史料調査から本稿作成に至るまで多大なる御協力と御教示を賜った。末筆ながら、ここに銘記して御厚意に謹んで感謝したい。